（参考）	19,327	20,246	20,224	21,785	7,900	6,781	6,823	6,879
民需（船舶・電力・携帯電話を除く）	(2.6)〔−13.1〕	(4.8)〔 1.3〕	(−0.1)〔 7.9〕	(7.7)〔 13.9〕	(11.2)〔 25.5〕	(−14.2)〔 4.1〕	(0.6)〔 6.9〕	(0.8)〔 12.9〕

（備考）　1．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

2．四半期は合計額、(　) 内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：%）

	平成21年10～12月	22年1～3月	4～6月	7～9月	平成22年8月	9月	10月	11月
Ⅰ製造業計	16.8	14.2	−8.6	12.2	12.5	−20.7	1.4	10.6
1食品製造業	14.8	−18.7	5.2	8.1	−39.5	12.1	−9.9	25.5
2繊維・衣服製造業	6.6	−0.2	15.9	9.2	−4.6	−20.0	11.7	−1.4
3パルプ・紙・紙加工品	−5.4	27.8	4.5	−23.2	−27.9	42.4	−17.8	24.6
4化学工業	15.2	0.9	−12.7	29.2	−18.9	−13.2	−18.2	34.6
5石油製品・石炭製品	−23.4	21.1	34.7	0.3	62.0	−72.3	268.1	−59.1
6窯業・土石製品	−2.4	−8.4	23.0	−30.2	−11.8	4.2	65.2	−42.8
7鉄鋼業	8.8	27.3	−30.0	44.3	101.6	−43.2	−20.1	32.5
8非鉄金属	−8.4	46.0	−19.9	32.9	272.0	−66.4	110.4	−44.6
9金属製品	32.9	11.7	−12.6	12.6	−1.4	6.8	−25.0	3.7
10一般機械	35.0	17.2	8.2	10.8	5.4	−7.0	5.8	2.8
11電気機械	10.3	15.4	−5.8	2.4	22.7	−30.6	53.9	−40.5
12情報通信機械	46.2	5.0	−22.0	22.1	−3.0	−10.2	6.0	78.1
13自動車・同付属製品	19.6	23.5	7.5	−7.1	−16.8	−3.3	10.1	23.6
14造船業	−14.4	101.0	−61.3	20.8	64.5	−30.5	−11.1	2.2
15その他輸送用機械	21.8	−0.8	−14.1	42.8	59.9	−6.6	−32.8	80.9
16精密機械	114.9	−34.1	18.2	6.6	5.9	−24.0	−11.1	44.6
17「その他製造業」	31.4	−7.4	3.7	1.2	−0.3	0.5	−20.4	22.0
Ⅱ非製造業計	−5.3	−4.6	3.6	17.0	30.8	−22.4	−1.1	−13.4
18農林漁業	−2.1	1.0	−11.5	7.2	3.1	18.2	−25.8	15.0
19鉱業	−4.0	17.8	0.8	−9.8	223.3	−61.2	230.3	−64.6
20建設業	−4.7	24.6	−12.9	27.7	−2.4	42.4	−23.4	−15.4
21電力業	−3.9	7.1	−16.4	44.7	79.0	−61.3	22.2	3.3
22運輸業	−2.5	−1.9	7.5	−5.7	29.2	−24.9	41.5	−32.0
23通信業	−8.9	−8.9	8.5	8.1	−1.1	28.1	−11.8	−20.0
24卸売・小売業	8.6	−8.1	−5.2	12.5	8.4	−19.1	17.7	−7.6
25金融・保険業	−18.0	22.2	−4.9	13.6	−18.0	18.0	−13.6	−10.6
26不動産業	−22.8	−6.1	1.9	67.4	62.2	−56.2	13.3	40.2
27情報サービス業	−2.2	−6.5	15.0	−2.9	47.0	−10.1	−25.8	30.7
28リース業	8.4	−19.6	22.9	−14.4	−56.2	68.3	13.1	−23.2
29「その他非製造業」	−2.3	−2.4	5.4	26.5	74.5	−44.9	−2.5	4.3

（備考）　1．季節調整系列の対前期（月）増減率。

2．「情報サービス業」には、「新聞・出版業」を含む。

公　告

諮　詢　庁

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条において準用する同令第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年１月25日　　九州経済産業局長　滝本　　徹

名　　称	アイ・シー・カード株式会社
本店の所在地	宮崎県宮崎市千草町４番17号
登録番号	九州（包）第37号
営業廃止年月日	平成22年10月31日
名　　称	株式会社オフィスはかた
本店の所在地	福岡県福岡市中央区荒戸１－１－６
登録番号	九州（包）第39号
営業廃止年月日	平成22年12月21日

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同令第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年１月25日　　九州経済産業局長　滝本　　徹

名　　称	アイ・シー・カード株式会社
本店の所在地	宮崎県宮崎市千草町４番17号
登録番号	九州（個）第12号
営業廃止年月日	平成22年10月31日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年１月25日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　処分をした年月日　平成23年１月６日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社西宮組　西宮　幸実　秋田県仙北市西木町門屋字漆原88―８　国土交通大臣（特―20）第13973号